

令和6年第4回 総務文教委員会会議録

令和6年6月6日

第2委員会室

開 会： 午前10時00分

委員長 服部 紀史

副委員長 山内 敏敬

2番委員 伊藤 勝彦、3番委員 平林 多津子、4番委員 柘植 孝彦、5番委員 安藤 直実

委員長 ; 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和6年第4回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る5月30日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さんおはようございます。本日は総務文教委員会ということでお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

2点ほどお話を申し上げますと、1つは地域懇談会でございます。昨日までに10か所の地域懇談会が終了いたしました。それぞれの地域で課題やら、それから未来への思いやら、お伺いをさせていただきました。議員の皆様にもそれぞれの地域で御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

当日いただきました御意見、それから御要望、こういったものにつきましてはできる限り早く、対応してまいりたいと思っております。市の中でも経営会議含めて共有をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、先ほど、朝9時からでしたけども、プレミアム付商品券の実行委員会の皆さんがお越しくさいますして、PRをとということでございましたので、今日は皆様の御手元にこのチラシを配付させていただきました。

プレミアム付商品券、いよいよ来週6月11日から販売開始ということで、お申込みの受け付けが始まるということでございますので、ぜひ御活用いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日も付託された案件、幾つかございます。ぜひ活発に御意見賜りますように、お願い申し上げます。よろしく申し上げます。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして、千藤議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; おはようございます。早朝から御苦労さんでございます。

挨拶と言うか、ちょっとお願いをしたいと思えますけど、昨日、警察官友の会とそれから防衛協会の総会が恵那市でありました。それに参加させていただき、自衛隊の本部長のお話を聞きました。1月の能登半島の地震の話を書かれましたけど、自衛隊の活動について、地震が起きてからどういう状態で動いていたかということ、細かく話していただきましたけれども、その辺は極端なことを言うと、なかなかマスコミで取り上げていただけないようなところで、「ああ、そうなんだ」というようなところがたくさんありました。自衛隊が本当にもう瞬時に動き出して、そういう見えないところで。なかなかその辺のところはやって当たり前なのかどうか分かりませんが、マスコミのメニューになかなか乗らなくて、ボランティアの話ばかりで、本当に苦労をしてみえる自衛隊の話があって、そうなんだというふうに思いました。そんな中でいろいろ話をしとったら、違う話の中で消防団の話が出ました。過去からも話がありますが、消防団が少ない、なり手がないと。市の職員もなかなか協力していただけない人もあるという話の中で、広報なんかでああいう媒体の中で、何か広報の取上げ方が少し少ないのではないかと。メインに取り扱ってほしいと。例えば、少年消防隊などアミックスでは結構やっていますけど、やはり広報なんかは各戸に配布されますので、そういうところにある程度、少年消防隊とか、それから、今月の9日にあります操法の大会など、消防団が本当に地道に頑張っている姿をメニューとして、写真入りで大きく取り扱ってほしいという意見もありましたので。これはやはり、行政で簡単にできることで、やはり知らない人にいろいろ知っていただいて、やっぱり協力してもらうところは協力してもらうということも大切なことだと思います。今日のこの会議には消防の関係、それから広報の関係の委員会ですので、ぜひ、その辺をお願いしたいと思います。今日はこんなお願いをして挨拶としますが、34件ですかね。34件の請願も含めた委員会でございます。活発な意見が出ることを期待申し上げて、挨拶とします。よろしく申し上げます。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けており

ますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第52号 恵那市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第52号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第52号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第53号 財産の無償譲渡について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第53号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第53号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第55号 令和6年度恵那市一般会計補正予算(第2号)(歳入歳出所管

部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

3番委員。

3番委員 ; よろしく申し上げます。予算資料4ページ、10款5項2目の先人顕彰拠点施設整備事業についてお聞きします。今回、補正予算の総額が9億7,492万2,000円と。その中で、先人顕彰施設のために6億3,088万4,000円と、ほぼ全体の3分の2となっているわけですが、なぜこれが当初予算で出ずに、補正予算で出ているのかということをお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長 ; はい、社会教育課長。

社会教育課長 ; 申し上げます。令和5年度に設計を行いました。それを基に工事費の計算をしております。なので、当初予算の計上に細かな数字が算出できず、間に合わなかったというところで、補正予算に計上しております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; はい。私も今のところのですね、先人顕彰拠点施設整備のことでお尋ねしますが、6億3,000万円という多額のお金をかけるわけなので、岩村町の地域自治区の方とか関係者と協議を重ねてきたという話なんですけれども、もう少し先を見据えての話もお聞きしたいと思いましたので、申し上げます。

まずですね、施設ができるということで、最初のインシャルコストだけでなく、通常、毎年経常経費として掛かってくるわけですので、その点ですけども、まず結構広い施設になると思います。そこでですね指定管理と直営部分というふうに分けてありますが、全体的にですね、職員の配置っていうのをどういうふうにご考えているかということをお聞きしたいと思います。

委員長 ; はい。社会教育課長。

社会教育課長 ; 職員の配置ということで御質問をいただきました。今回施設のほうを造った後にどのような費用がかかってくるかというところで試算をしておりますが、その中で、人件費の部分ですけども、常勤として2名、そして時期によって忙しい時期等ありますので、そこについては1名の追加を考え、人件費の積算をしております。この2名というのは、図書館の部分と、それから記念館の施設の部分ということで考えております。以上です。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; はい。今言われたのは、直営の部分が図書館の部分で1名ということと、もう1名は記念館ですかね。こっちは指定管理に出すという予定ですよ。そうすると指定管理の中で1名の人の配置を考えて、委託料として出すのか。そういう理解でいいですか。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。今議員おっしゃられたとおりです。忙しいときもあると思いますので、そちらのところには追加として対応していきたいと考えております。

委員長 ; ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 引き続いてですけれども、人的配置はそういうふうで2名で、忙しいとき1名追加でいくということですが。ここ岩村町の役場で稼働していたときも、かなりの光熱水費などもかかっていたと思うので、そういったところも、年間どのぐらいかかるか。1階部分だけということですが、どれぐらいの予算を見ているのか。ということをお聞きしたいと思います。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; 光熱水費でどのぐらいというお話でしたけれども、積算している中で、おおよそ光熱水費、電気水道代というところで600万円程度を見込んでおります。

かかる経費として、固定経費、それから人件費、運営費として、分けて考えておりますが固定経費として約1,000万円程度。しかしながら、令和4年度まで観光の休憩場として利用もしておりましたので、そこにかかっていた経費も令和4年度の数字ですけれども、おおよそ450万円程度ございました。それは、光熱水費等施設、消防等の保守点検費、それから管理の委託料という内容になります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、5番委員。

5番委員 ; 引き続きこの拠点施設のことですが、コンセプトが学ぶというところで、本当に町の拠点とか、あと知的観光という言葉も説明の中で言われてたと思いますけども、多分ですね、やはり岩村の今の状況とか見るとインバウンドの方もいらっしゃると思うし、全国からいろんな方が来ると思うので、本当に多様性に応じた拠点になることが大事だと思いますが。この設計図なんか見せていただきましたけども、そういった例えば本当にインバウンドの方だとか、子ども連れの方、障害者の方もいらっしゃると思います。そういった方の当事者の声っていうのが設計にきちっと反映されているのかなというちょっと心配があります。いつもつくってから、ここは駄

目だったとか、そういうことがあることも多々あるので、その辺りの声がどういふふう設計に反映されているのかと思いましたので、お聞きしたいと思います。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。インバウンドそれから子育て世代の方、障害者の方の意見が聞き取れているかということでしたけれども、全員協議会のところで説明した際に議員もおっしゃられたとおり、学ぶ拠点というところで位置づけたというお話をさせていただきましたけれども、子育て支援施設としての位置づけをしておりますが、多くの子育て世代の方にも利用していただける施設として、整備していきたいと考えております。トイレについては、恵那市自立支援協議会暮らし部会が作成したトイレづくりのハンドブックを設計の段階で業者のほうにお示しして、設計の内容に反映するようにしております。以上です。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; ということは、声を聞いて設計されたという理解でいいですか。

それともこれからまた聞く機会があれば、聞いてきますということなのか。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; 今までにも地域協議会それから子育て支援のところでお話を聞いておりますけれども、今後も多くの意見をお聞きして、組立てていきたいと思っております。以上です。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; はい。ちょっと細かいところで、設計の中身のことでですね、スタディールーム1と2、あとセミナールーム。そうした部屋の位置づけがあるんですけど、これ、それぞれですね、どういうふうな違いがあるのかということと、どういった人が利用できるのか。貸出しの部屋となるかと思うんですけど、どういう利用の方法を考えているのか教えてください。

委員長 ; 社会教育課長。

社会教育課長 ; はい。セミナールームについては、記念館の部分で佐藤一斎の講演等を企画計画していきたいと思っています。そんな中で、講演等に利用していくことを考えています。管理は記念館のところと一緒にしていきたいと考えています。

スタディールームについては、今回、設置する図書館ですけれども、静かに本を読むというところの場ではなくて、もっと、ゆったり過ごしてもらえる。新しい読書のスタイルを提案していくという中で、スタディールームのほうで静かに本を読んでいただけるスペースも用意していきたいと考えています。

利用については、スタディールームのほう、ほかの貸館等で活用もあるかと思いま

すので、今後考えていきたいと思っています。以上です。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; 財源組替えのほうで、予算資料の5ページですかね。はい。ここです前議会のときに条例改正が議決されました。で、そこの予算組替えが出てきたと思うんですけど、ちょっと確認ですけど、4,998万5,000円。これがそっくり、令和5年度の利子分。この基金の利子分であると。そのような理解でいいですか。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; はい。議員おっしゃるとおり、4,998万5,000円が利子分になります。以上です。

委員長 ; 5番委員。

5番委員 ; そうするとですね、令和6年度分の子育て支援事業について、このお金を使うという理解だと思うんですけども、実際にですね、どういった事業をするのか。事業の事業名、分かれば教えてほしいです。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 反問権の許可をお願いいたします。

委員長 ; はい、反問を認めます。

財務課長 ; 今、議員おっしゃられたことについて、事業の説明でいいのか、事業に充てた充当金額でよろしいのか。よろしいでしょうか。

委員長 ; はい、5番委員。

5番委員 ; 事業名と金額をお願いします。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 今回4,998万5,000円は、恵那南高校通学費用等、高校生の明知鉄道利用の通学支援として、598万5,000円。そのほかには、市内のこども園、私立保育園、私立幼稚園の3歳児以上の給食費の無償化に4,400万円。合計4,998万5,000円を充当しております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; はい。これからの考え方についてですけど、前回言われていたように、この利子分、毎年幾らか出ると思います。これ全て今言われた高校生の通学費とこども園の3歳児の給食費、これに充てるのか、これもし充てるとしたら、継続事業となるので、これ基金の利子の使い方として、もう一度これが継続事業にこの基金の利子が充てられるという、そこの説明だけ確認して、お聞きしておきます。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; はい。こちらにつきましては、子育て支援パッケージとして事業化しておりますので、引き続き事業を行うということと、運用益が増額した場合には、ほかの事業ですね。入学祝い金等にも充当したいと考えております。継続して行おうと思っております。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; もう一度確認ですけど、継続する事業について基金はふさわしくない。それは地方財政法の中でもあるわけなんですけど、前回のおっしゃった答弁のように、運用益については、恒久的な財源であり、継続して使えと。それは、その考え方でこれからもいくと。そういう理解ですかね。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; はい、委員おっしゃるとおり、そのとおりです。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 5 5 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 5 5 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次の議題は、請願ですので執行部の皆様はこれで御退席ください。

委員長 ; それでは会議を再開し、請願について審査を行ってまいります。

今定例会で審査する請願は、請第 2 号から請第 32 号までの恵那南地区中学校統合に関する請願 31 件であります。

本件を受理した後、議会運営委員会で請願の取扱いについて協議した結果、同一趣旨の請願については申合せのとおり、みなし採決で行うことに決定されました。

よって請第 2 号から請第 4 号は、1 校統合を再検討するよう教育委員会に働きかけてほしいという趣旨であり、請第 5 号から請第 32 号は岩邑中学校を統合せずに残

してほしいという趣旨であるため、それぞれみなし採決として審査いたします。

それでは請願内容は、議会上程とともに請願書の写しが配付され、熟知されているところだとは思いますが、改めて受付順序により請第2号及び請第5号の2件について、事務局から朗読させます。

3番委員 ; すみません。みなし採決について、質問及び意見なんですけれども。

委員長 ; それはもう議会運営委員会で決定した事項ですので。

3番委員 ; 確認したいので。お願いしたいです。

請願は憲法で保障された権利なんですけれども。

委員長 ; じゃあ、3番委員。

3番委員 ; 請願は憲法で保障された権利なんですけれども、請願を出された方は当然一人ひとり取上げてもらえるというふうに思ってみえると思うんです。それで、請願を出された方たちには、みなし請願となりますということ私も議会運営委員会で確認すればよかったんですけども、はい。確認されているでしょうか。

委員長 ; はい。それこそ3番委員は議会運営の委員として出てみえたので、そこは当然承知して、紹介議員としても最初名前を連ねられてみえたので、そこは請願者に対して、紹介議員として説明していただくということで理解しております。

3番委員。

3番委員 ; 今後ですけども、私、今回はそのことを質問しなくてよかったんですけども、今後みなし採決となる場合には、やはり請願者の方にこういう形で請願を扱っていきますという、そういうお伝えをお願いしたいと思います。

委員長 ; はい。それはこの委員会での話ではございませんので、議会運営委員会のほうへ、そういう意見があったという形で再度お諮りをするということで、御了承いただきたいと思います。

それでは、事務局から朗読をさせます。

議会事務局長 ; はい。それでは朗読させていただきます。

請第2号・恵那南地区中学校統合に関する請願書。紹介議員、恵那市議会議員・猿渡南江。請願要旨、保護者・地域住民の意見が反映できるようにしていただき、1校統合は白紙に戻して再検討していただきますよう、教育委員会に働きかけてください。

請願内容、恵那南地区中学校統合に関する提言書は、令和4年8月に設置された恵那市教育環境等検討委員会において、わずか3回の会議で内容が決定され、令和4年12月20日に市教育委員会に提出されました。

この提言書では、1校統合に向けた地域合意が図られておらず、遠距離通学者に負担を強いる内容となっています。

再編委員会での付帯事項が考慮されておらず、遠距離のバス通学や、災害時の対応、地域が寂れていく不安などの声も聞かれ、「急いで1校統合を進めないで」には、5,904人の方が署名されました。また住民アンケートでは2校、3校、そして5校を残してほしいと、意見が様々寄せられたと聞きます。

これで1校統合への住民合意が得られたと言えるでしょうか。

このまま進めることは、地域や行政に不満や禍根、分断を残すこととなります。

立派なパンフレットが配布されました。「未来を担う子どもたちを、地域の皆さんと育てていくため、学校統合の準備を進めています」とありますが、地域の住民の声を聞かない統合では、不安が募るばかりです。

恵那市には立ち止まる勇気を持ってほしいものです。

地方自治法第124条の規定により、請願書を提出します。

2024年5月16日、恵那市明智町107-13、星島とよ子。恵那市市議会議員・千藤安雄様。

続いて請第5号・恵那南地区中学校統合に関する請願書。紹介議員、恵那市議会議員・猿渡南江。請願要旨、岩邑中学校を統合せずに残してください。

恵那南地区中学校統合に関しては、該当地域の保護者の欠員のあるままで、令和4年8月に設置された恵那市教育環境等検討委員会において、3回の会議で十分な討議、討論のないまま可決され、提言書が市長に届けられました。学校統合の目指す姿。その教育環境の充実のいの1番に、クラス替えのメリットが挙げられています。しかし、12年後には恵那南地区の中学1年生は28名。1クラスのみです。増設すると新校舎への投資、教育環となっておりますが、教育環境と思われませんが、教育環境の充実にはほど遠い未来が見えています。しかも岩村町の子どもが過半数以上です。

生徒数の安定した岩村から学校をなくしては、市内屈指の文教の町が泣きます。また、住民はリスクの大きい統合、通学を強いられることへの十分に納得する説明を聞いていません。近隣町の遠距離通学を強いられる内容にも胸が痛みます。

請願内容、1、レッドゾーンを確実に安全地帯にしてからすること。岩村は安全地帯である。浪費すべきでない。人災はあってはならない。山岡は不可である。

2、10年後には不必要な校舎は作るべきではない。これも浪費でありやめるべきである。

3、バス通学は楽だけで時間の浪費する者が多いし、学者の言うには大自然を見ながら歩くことはストレスの解消に役立つ。又体力・情緒が育つメリットが大であるから、バス通学しなければならぬ所に行く必要がない。経費がもったいない。

4、岩村は移住者が多い。岩邑中近くには特に多い。通学に便利で、しかも景観もよく、ますます発展する条件がそろっていて、移住が多くなり発展する。学校がなくなれば衰退する。それは恵那市の衰退につながる。

5、教育は保護者だけではない住民にとっても大切なこと。みんなで決めること。行政が決めることではない。話合いの上で決めてほしい、もっと話し合える場をつくることを切に望みます。

6、1校の統合は2割の支持しか得ていないのに、強力に進めることは納得できない。しかも、コロナ禍でリモートでできる教育が実現。ますます人工頭脳が発達して教育が大きく変化する。知識を重要視することにより、どう生きるか個々考える時代。無理な統合はやめるべきである。デメリットをしっかりと考えてほしい。

地方自治法第124条の規定により、請願書を提出します。

令和6年5月16日、恵那市岩村町富田1429、神谷敏行。恵那市市議会議長・千藤安雄様。

以上でございます。

委員長 ; はい、ありがとうございます。

朗読が終わりましたが、請願の内容は明確でありますので、恵那市議会会議規則第141条の規定による紹介議員並びに、恵那市議会の慣例及び申合せ事項の定めによる請願者への説明を求めることなく、討論・採決の順に進めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

委員長 ; はい。3番委員。

3番委員 ; 皆さん、地域の生の声、文書で出ていますけど、生の声を聞いてみますか。

それをやはり、請願者自身に語っていただきたいということをぜひお願いしたいですし、それから紹介議員に関しましては、請願された方々は思いを託しています。ですので、ぜひ紹介議員であり、請願者ですね、の出席を求めたいと思います。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、4番委員。

4番委員 ; 私もこの請願は読ませていただきましたが、今回、この委員会では求められているものは、この請願を採択するかしないかということでありますので、この内容を読む

だけでも私は十分その判断をできると思います。なのでその必要はないというふう
に思っております。以上です。

委員長 ; はい、ほかに御意見ありませんか。

5 番委員。

5 番委員 ; はい。委員会で審査するときの請願の場合ですけど、請願者がいない。請願者を省
く。それって、どこで決められたことですかね。今まで請願者を省いたことはなか
ったと思うんですけど。どこの委員会で決まったこと。

委員長 ; 議会事務局長から説明させます。

議会事務局長 ; すいません。それでは、恵那市議会の慣例及び申合せ事項の中に、請願・陳情に関
する審査の項目のところがございますけども、6 番の中に「請願代表者の委員会出
席」という項目があります。委員会が請願代表者に説明を求めるときは、委員会の
議決により、参考人としての出席を求めることができる。この場合における出席要
請は委員長から報告を受けた議長が行うという、規定になっておりますので、この
形で今、委員長はお諮りされたという認識でございます。

委員長 ; はい、5 番委員。

5 番委員 ; はい。請願者はそういうことで規定されているということでした。

紹介議員について、紹介議員を省いたことは、今まで本当になかった気がしま
すが。そこは。

委員長 ; はい。それについて私のほうから答弁申し上げますが、先ほどのですね、恵那市議
会会議規則の第 141 条ではですね、「委員会は、審査のために必要があると認める
ときは、紹介議員の説明を求めることができる」ということで、両方ともできる規
定でありますので、だからここでお諮りをしておるということです。ここで求める
べきだということになれば、それなりに紹介議員については、今日直ちにできる
か、猿渡さんにはちょっと控えてもらっていますので、そういうことになれば入っ
ていただきます。それから請願者については、これ改めて議長のほうから参考人に
出席を求めるという形になりますので、本日には無理ですので、また議会運営委員
会に諮って、そこへ来ていただいて、参考人として発言をしていただくというそ
ういう流れになる中で、今日はまず委員会として、紹介議員とそれから請願者、出席
を求めるかっていうことについて今、ここで議論して、採決をしたいと思ってお
りますので、よろしく申し上げます。

はい、3 番委員。

3 番委員 ; よろしいですか。前回の議会でも請願が出ました。そのときに紹介議員をどうしま

すかという論議はなかったように思います。

それから去年ですか、核兵器廃絶のときにも、もう紹介議員は入るものとして論議のないまま、私は議事録確かめていないので申し訳ありませんけども、あるものとして、恵那市議会では通例やっていると理解していましたが、違いますか。

委員長 ; はい。そこら辺が今まで曖昧であったこともありまして、前回の議会運営委員会で改めて議会事務局から規則の関係を資料配付して、それで皆さんに説明されたという中で、それに基づいて、もう一度こうやっておるということですので、そういった過去の慣例と違っていったところは少し書物と違ってきている部分もあったと思いますので、そこはしっかり、そういう意味で、議会前の運営委員会で資料を配って、御説明したところですので、それに基づいて、しっかり委員会運営をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

はい、3番委員。

3番委員 ; ということは、今後も紹介議員が出る必要があるかどうかを論議した上で決めていくということですか。今後。私はこれは紹介議員が出るのは大切な権利だと思っているんですけども。

委員長 ; その部分は、そういうことだと思います。そういうことってということないんですけど、この規則どおりに運営してくってということだと思います。よろしいですか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 ; はい。ほかに意見はないようですので、ここで御異議がありましたので、お諮りしたいと思います。紹介議員及び請願者の説明を求めずに審査を行うことについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; はい。挙手多数であります。よって、紹介議員及び請願者の説明を求めずに審査を行うことといたします。

それでは、請第2号に対する討論を行います。

本件に対する討論はありませんか。

はい、1番委員。

1番委員 ; はい。それでは採択することに反対の立場で討論をします。

今回の請願は、恵那南地区の中学校1校統合に関して、教育委員会に対して白紙または再検討をするよう求めるものであります。この関係は、本年4月19日付けで教育委員会へも同様な内容で請願がなされ、結果、教育委員会では不採択とされています。

学校統合などの方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 号の規定により、教育委員会の職務権限とされていることから、議会から政治的圧力と受け止められるようなことは、法律の趣旨からも不適切であると考えられません。よって、今回の請願は不採択とすべきものと考えます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい。失礼します。この請願に賛成の立場で討論したいと思います。

今回のこの、星島とよ子さんを元とした請願は 3 通出ております。

恵那南地区中学校統合考える会、上矢作の会の代表の川上隆三さん、そして平林一二三さんから同様に、保護者・地域住民の意向に反している 1 校統合について、教育委員会に再検討することを働きかけてくださいという請願、及び教育委員会はきちんと保護者、地域住民にアンケートをとり、再検討するように働きかけてくださいという請願です。そこでこの 3 者とも教育委員会は保護者、住民の意見を聞き、再検討を行ってほしいとの願いであります。そこで 1 番大事なのは住民合意だと思うんです。文科省の平成 27 年に出了た「統合に関する手引書」があります。その中で最も大事なこととして求められていることがあります。ちょっと読み上げます。小中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティーの場、核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能をあわせ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分である。この立場であります。また、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方向的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や、将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。ということが述べられております。

そしてその後、またその前もですけども、小規模教育検討委員会、在り方検討委員会、再編委員会と開かれてきました。この中でも、どこでも保護者、地域住民の合意が大切であると言ってきています。皆さん、本当に地域住民の合意とか、保護者の合意が得られているのでしょうか。私は非常にその辺りで疑問に思います。

1 点目です。市長さん、教育長さんにお会いして直接お渡ししたいということで持

っている5,904筆の署名ですけれども、前も申しました。串原、明智、岩村、上矢作の有権者の過半数の署名が集まっております。

2点目です。皆さん御存じかと思えますけれども、ただいま事務監査請求が監査委員会に出されております。これは7人の代表者と100人以上の受任者が動き、地域住民の一人ひとりの思いや子ども、教育、地域の未来について語り合い、1か月間で署名を集めました。結果12月22日に事務監査請求2,666筆を届けました。これは有権者の50分の1が有効数でありますので、795筆が有効数であります。その3.3倍のものを監査委員会に提出しました。これは13項目に、皆さん御覧になってみえるのでしょうか。13項目にわたったもので、進め方の経緯や通学やレッドゾーンなど、保護者や地域の不安にどう答えましたか。学校統廃合の進め方が正当なものであったかなどの監査を求めるものです。詳細内容について監査委員会から2回問合せがあり、考える会の返答も行って見ました。実際に受理されたのは3月25日。まだこの返答は来ておりません。他市の例をお聞きしますと、おおむね2週間ぐらいでは来るだろうということでした。それなのに、恵那市では4月には、また連休明けには、5月中との監査請求結果の報告予定が延期されております。いまだになされていません。これらの回答もないまま準備が進められていることは疑問を持ちます。

3点目です。昨年9月頃、各地域のPTAの皆さんがアンケートをとられました。山岡は行っておりませんが、明智、上矢作、岩村、串原ではPTAの皆さんがアンケートをとられました。明智以外のものについて私は詳しくは存じておりませんが、明智の中では、このような進め方はいいのかって。何だっていうこれ、このピンクの部分でずっと示させていただいたんですけれども、92件のうち、たくさんの不安とか、止めてほしい、子どもたちの不安の声も入っています。そのようなものが教育委員会に届いてるかと思うんですけれども、その辺が、これ見ていただくように、十分な保護者の合意もできていないと考えます。

また、9月16日には、進め方に関わる保護者要望が教育総務課あてに出されました。

もう一つです。統合を考える会で、これは新聞折り込みでありましたので、あとQRコードでアンケートをとりましたけれども、恵南のみのアンケートで1,791件の返答がされました。2月から3月に行いました。この結果によりますと、山岡1校統合案に賛成の方は2割ほど、8割の方が2校、3校、5校など望んでみえます。見られたかと思えます。寄せられた冊子も議員の皆さんにお配りしましたので、読ん

でいただけたかと思えますけども、もちろん早く進めてほしいとの意見もありました。しかし、多くは、ちょっと待って。今の統廃合の進め方は、ちょっと急ぎ過ぎじゃないか。そういう多くの疑問や意見なのです。

そうした皆さんの声に対して、この委員会の皆さんはどう答えられるでしょうか。本当にこれが学校統合について、住民の合意ができているということなのか。私は大変疑問に思います。

一方です。教育委員会や準備委員会でのアンケート、私はずっと記憶をたどっていますが、教育委員会で今までアンケートをとられたのは、またはパブリックコメントを行われたことはありませんね。アンケートを行われたのは、準備委員会ができてから令和5年の10月、保護者アンケートの結果報告が出ています。

新しい学校への期待と不安、12月には児童アンケートの結果報告が出ていて、楽しみにしていることと心配なこと。これが決まってしまってから、どうですかって聞いているんです。これが本当に住民の声を聞いたことになるのでしょうか。

また準備委員会の部会の中では、制服どうしますか、かばんどうしますか、靴どうしますか、部活動はというアンケートもとられていますけど、これは大前提が崩れているアンケートではないかと思えます。本当に住民合意が得られた上で、進められているのか。大変疑問に思います。

明智の保護者の意見の中にも、やっぱり統合決める前にアンケートをとってないじゃないか。それをやって欲しかったという声が多くあります。

先ほども述べましたように、住民の過半数が見直しを求める状況で進めることは、民主主義に反すると思えます。一度立ち止まって考えるべきだと考えます。

このような状態で、住民合意がなく進めることは、未来に大きな禍根を残すことになり、反対いたします。

教育委員会が再検討することを求める今回の請願に賛成といたします。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

5番委員。

5番委員 ; はい。今回の請願について、1校統合について、白紙に戻して再検討していただきたい。そういった趣旨の請願には反対をしたいと思います。

請願者が言われるとおり、地域住民の意見、十分大切にしなければいけないと本当に思います。ただ、実際通うことになる児童とその保護者の意見、それはどうなんでしょうか。相当数が分からないとか、そういう意見もあるということを言われたんですけども、まずしっかりそこを聞いてもらうことが最も重要だと思います。

市のほうでは昨年11月、南地域の小学校4年から6年330人、直接アンケートをしていて、それ統合に向けてというふうに言われたんですけど、その中でですね、期待すること、そして統合で不安に思うことは何というふうに聞いています。

多くの児童はですね、部活やクラブ活動、そして友達がいっぱいできるということを楽しみにしていると回答しています。

実際、統合をする学校に行くことになる、その当事者である児童が、そうした考える気持ちを十分尊重するということが大事ではないかと思えます。

それから保護者の声を聞く機会として、大変私も遅いんだなということは思っております。8月にですね南地域のこども園そして小学校の保護者にアンケートをしています。たくさんの意見が出ていました。当然です。当事者としてこの統合問題についてどうしていいか、本当に明確な答えを出せない方も多いのではないかと思います。

市としては、この声に対して、不安の声、特に通学のことが出ておりました。保護者、児童一人ひとりに丁寧にそれについて向き合い、対応していくということをしていただきたい。

また、期待する声も確かに聞いています。例えば学力を向上させたくて、先生のスペシャリスト、ちゃんと確保してほしい、あと発達障害の生徒の対応もちゃんとやってほしい。そういった期待する声も上がっているんで、そうした声に行政がしっかり対応して、誠意のある姿勢で取り組んでいけるように、私も議会議員として働きかけていきたいと思っております。以上です。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

3番委員。

3番委員 ; 誠意ある対応ってとても大事なことだと思います。今まで地域説明会、それから保護者説明会が行なわれてきましたが、保護者のこの先ほどのアンケートの結果にもありますが、誠意のある答えが頂けなかったというのが実感です。

不安の声にこたえていただけなかった、本当にこれから私たちの不安にこたえていただけるのかという、そんな思いを持ってみえることは、私は明智のアンケートからです。多分教育委員会のほうには、他町村の串原、岩村、上矢作のアンケートも届いているかと思いますが、その辺をきちんと精査していただきたいと思えます。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はないようですので、ただいまから採決を行います。

請第2号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手少数であります。

よって、請第2号は、不採択とすべきものに決しました。

したがって請第3号及び請第4号についても、不採択とされたものとみなします。

次に、請第5号に対する討論を行います。

本件に対する討論はありませんか。

1番委員。

1番委員 ; はい。それでは請願を採択することに反対の立場で討論します。

今回の請願は、岩邑中学校を統合せずに残してほしいという内容の請願です。

先ほど請第2号と同様に、議会から教育委員会へ働きかけは不適切であると考えます。

恵那市議会の慣例及び申合せ事項に定める請願の不採択の要素にある特定の個人、団体に関するもので、公平性に欠ける者及び市全体の均衡から見ても不適切なものに該当し、議会としては既に実施計画等、事業の実施に向けて議決をしているところでもあり、請願としてそもそも問題があると思われま。

よって、以上のことから、今回の請願は不採択すべきものであると考えます。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

3番委員。

3番委員 ; ただいま1番委員の意見の中で、特定の団体や個人のものであるという御意見がありました。私は大変疑問に思います。

請願というのは、憲法で保障されている請願権。市民一人ひとりが声を上げることのできるものであることのできるものですので、これが不適切とは全く考えません。疑問に思います。

では、請第5号から32号までについての賛成討論を行います。

ここに請願をされた皆さんは、岩邑中学校を残してほしいという気持ちは同じですが、それぞれが別の思いや願いを持っています。心を込めて出された請願です。どの意見もみなし採決という形で、無駄にしてほしくないところです。

そんな思いを持っておりますので、本来なら紹介議員が述べるところですが、私のほうからお名前だけでも紹介いたします。

先ほど述べられた神谷敏行さんほか、中根浩之さん、中根美智代さん、山田敏之さん、森川香織さん、福井輝昭さん、神谷香恵子さん。神谷優太さん・由華さん、神

谷ゆみ子さん、荻山太美子さん、山田泰子さん、丸山照子さん、水野美奈子さん、松浦和子さん、宇野優花さん、細井育代さん、水野恵美子さん、田中美恵子さん、安藤達敏さん、石田加代子さん、安藤公一さん、竹内京子さん、鈴木菊恵さん、水野茂さん、遠山八江子さん、小笠原たつ子さん、鈴木雅晴さん、加藤弘治さん、以上全員で28件です。

私も知っている方は一人ひとりで顔が分かりますけども。その方たちの心を込めた請願であることをまず御理解いただきたいと思います。

ここにおられる総務文教委員の皆さんは、当然承知してみえると思いますが、先ほど討論で述べたように、住民合意ができていない、見直しを、は請願を出された方みんなの思いです。どんな思いで岩邑中学校を残してほしいと試してみえるかを発言させていただきます。

幾つか、言わせていただきます。

岩村町は佐藤一斎、下田歌子、三好学を産んだように、学問と文化のまちとして脈々とつないできた歴史があります。現在の岩邑中学校は、前の校舎が火事で焼失、燃えてしまったときに、町民の多くの募金でできた学校です。また岩村町は移住者が多く、特に現在の中学校付近には住宅地が開かれています。今後の発展の可能性の大きい町でもあります。そして、現在でも生徒数が1番多いのが岩邑中学校です。さらに、先ほども神谷さんの言葉の中にありましたが、統合予定の令和8年から10年後、去年の出生数から考えると、半数以上は岩村の子どもたちとなります。現在ほとんどの生徒が徒歩で通える状態なのに、なぜバスで通うことになるのか疑問に思ってみえます。安全性の面からも、山岡中学校付近は多くのレッドゾーン、通学路には浸水想定区域があります。そのようなところへ子どもを通わせて命が守れるのか。現在の岩邑中学付近は、ハザードマップで言えば真っ白な地域です。等々の思いがあふれています。この岩邑中学校を残すという声をエゴだという意見もありますが、1人意見を読ませていただきます。

神谷香恵子さんです。

先般の報道で、恵那市は「消滅の町」として名前を挙げられてしまいました。そしてデータでもまさしく学校の無くなったところは衰退していますが、今の市の1校統合案では必ずや恵那市は消滅の一途をたどらざるを得ません。この状態を黙視してよいのでしょうか。

しかしながら1案があります。現在の「岩邑中学校」は文科省の学校存続に値する十分な条件が揃っている中学校なのです。加えて体力共に人間形成に最も重要なこ

の時期に全員が徒歩通学可能。これは脳の活性化に極めて効果的と脳学者も発表しています。

従って、この学校を残す事で、これからの時代を担う活力ある子ども達を育てる源となり、決して岩村のエゴではなく、しいては恵那市を元気付けるエネルギーを発進できます。歴史あり、文化あり、住みたい町1位の地なればこそ可能な力を備えています。どうか「岩邑中学校を残す」事の意義をご理解ください。恵那市を活性化するか消滅させるかは市政にかかっています。その事の重大さをしっかり認識いただき、市議会議長としての職務と責任を全うしていただきます様、切にお願いいたします。という文面を頂いております。

岩邑中学校を残す会というのができましたけども、名前を公表しないけどもという方を含めると先ほどですね、チラシが出ましたが、700名以上の方が名前を連ねてみえます。

ぜひこの気持ちを酌み取っていただきたいと思います。

以上、請願された岩村町の方々の意見を述べさせていただきました。この方々の岩邑中学校を残したい。そういう思いを皆さんに酌み上げていただき、賛同して下さることを願って、賛成意見といたします。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにないようですので、討論は終結し、ただいまから採決を行います。

請第5号を採択することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; はい。挙手少数であります。

よって、請第5号は不採択とすべきものに決しました。

したがって、請第6号から請第32号についても、不採択とされたものとみなします。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和6年第4回総務文教委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前 11 時 01 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 服 部 紀 史